

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」(平成 14 年福岡県条例第 27 号)に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに「不利益処分」に係る処分基準について

平成 14 年 6 月 26 日設定
平成 14 年 7 月 1 日施行
平成 17 年 7 月 1 日改正
平成 17 年 10 月 31 日改正
平成 18 年 10 月 1 日改正
平成 19 年 1 月 29 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正

農林水産部農山漁村振興課
各農林事務所

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」（平成 14 年福岡県条例第 27 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(平成 14 年 6 月 26 日設定)
(平成 14 年 7 月 1 日施行)
(平成 17 年 7 月 1 日改正)
(平成 17 年 10 月 31 日改正)
(平成 18 年 10 月 1 日改正)
(平成 19 年 1 月 29 日改正)
(平成 20 年 4 月 1 日改正)

番号	条例の条項	「申請に対する処分」の内容
1	条例第 4 条第 1 項、 条例第 6 条第 1 項	土砂埋立て等の許可及びその変更の許可
2	条例第 7 条第 2 項	法人に係る地位の承継の承認
3	条例第 7 条第 3 項	権原取得者に係る地位の承継の承認
4	条例施行規則第 2 条第 1 項	公共団体等の認定

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」（平成 14 年福岡県条例第 27 号）に基づく「不利益処分」に係る処分基準

（平成 14 年 6 月 26 日設定）

番号	条例の条項	「不利益処分」の内容
1	条例第 8 条	許可の取り消し等

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」（平成 14 年福岡県条例第 27 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(平成 14 年 6 月 26 日設定)
(平成 14 年 7 月 1 日施行)
(平成 17 年 7 月 1 日改正)
(平成 18 年 10 月 1 日改正)
(平成 19 年 1 月 29 日改正)
(平成 20 年 4 月 1 日改正)

第 1 土砂埋立て等の許可及びその変更の許可（条例第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項）

1 審査基準

土砂埋立て等の許可及びその変更の許可（条例第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項）については、「福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領」の別表第 1（福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第 4 条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準）のとおりとする。

2 標準処理期間

- (1) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²以下のもの
標準処理期間 70 日
- (2) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²を超えるもの
標準処理期間 80 日

第2 法人に係る地位の承継の承認（条例第7条第2項）

1 審査基準

新たに設定することができない。

審査基準を設定できない理由

当該承認事務に関しては、承継後の法人が適正に土砂埋立て等を遂行できるかどうかの観点により個々の事例に応じて判断すべき性質を有するため、審査基準を設定することができない。

2 標準処理期間

- (1) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²以下のもの
標準処理期間 50 日
- (2) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²を超えるもの
標準処理期間 60 日

第3 権原取得者に係る地位の承継の承認（条例第7条第3項）

1 審査基準

新たに設定することができない。

審査基準を設定できない理由

当該承認事務に関しては、承継後の権原取得者が適正に土砂埋立て等を遂行できるかどうかの観点により個々の事例に応じて判断すべき性質を有するため、審査基準を設定することができない。

2 標準処理期間

- (1) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²以下のもの
標準処理期間 50 日
- (2) 土砂埋立て等に係る面積が 5,000 m²を超えるもの
標準処理期間 60 日

第4 公共団体等の認定（条例施行規則第2条第1項）

1 審査基準

新たに設定することができない。

審査基準を設定できない理由

公共団体等の認定事由は、条例施行規則第2条第1項第14号に規定されているが、「土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力がある」場合は、規則様式第1号「公共団体等認定申請書」中の「土砂埋立て等に係る事業の実績」に挙げられた過去の工事の施行面積、規模等の個々の事例に応じて判断すべき性質を有するため、審査基準を設定することができない。

2 標準処理期間

50日

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」（平成 14 年福岡県条例第 27 号）に基づく「不利益処分」に係る処分基準

（平成 14 年 6 月 26 日設定）

第 1 許可の取り消し等（条例第 8 条）

1 処分基準

新たに設定することができない。

処分基準を設定しない理由

許可の取消事由は、条例第 8 条各号で言い尽くされているため。